人種差別的表現による名誉侵害と国際人権法上の救済義務

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 6 月 27 日
【事 件 番 号】 令和 6 年（ワ）第 14841 号
【事　件　名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 日本国憲法 13 条・14 条 1 項、民法 709 条、差別的言動解消法 2 条、人種差別撤廃条約 1 条 1 項
【掲　載　誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25624727

聖心女子大学准教授 **佐々木　亮**

事実の概要

本件原告（衆議院議員・政党副党首）は、X（旧 Twitter）上で、外国人の永住許可取消要件を厳格化しようとする政府の方針を批判し、「永住許可を取得した人々の不安に耳を傾けるべき」、「永住許可の取り消しは、あまりにも行き過ぎ」との投稿をした。被告（元会社社長）は、原告による投稿を引用して、「まずおまえの永住許可を取り消したいわ　反日　クソクズ　在日が！」と投稿した。さらに原告が、「排外主義者は私に絡まないで！」等と投稿したところ、被告は「祖国に還れ！半島人めが！」、「反日　日本の敵が国会議員してるからこの国がダメになるんだわ」等と投稿した。

被告による一連の投稿は、原告を在日韓国・朝鮮人とみなしたうえで書かれた内容ではあるが、実際には、原告はそのような出自を有していない。原告は、被告の投稿によって差別される属性を自身が有していないとしても、当該投稿は原告の人格的利益や名誉を侵害するものだと主張し、民法 709 条に基づいて不法行為に対する損害賠償と投稿の削除を求めた。本件の争点は次の 5 点である：被告が原告を在日韓国・朝鮮人とみなして、人種差別的内容の投稿をしたことによる人格権侵害の有無（争点 1）、国会議員としてふさわしくないとの印象を生じさせることで原告の社会的評価を低下させたことによる名誉棄損の成否（争点 2・3）、原告の民族的出自に関して事実と異なる認識に基づく誹謗中傷がなされたことによる名誉感情侵害の有無（争点 4）、国会議員という原告の立場や、被告の投稿が人種差別思想に基づく悪質かつ非難可能性の高いものであることを考慮に入れた場合の損害賠償額と投稿の即時削除による名誉回復措置の相当性（争点 5）。

判決の要旨

1　人格権侵害（争点 1）

原告の主張によると、被告による一連の投稿は、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」（以下、人種差別撤廃条約）1 条 1 項にいう「人種差別（racial discrimination）」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、差別的言動解消法）2 条にいう「本邦外出身者に対する不当差別的言動」に当たり、日本国憲法 13 条および 14 条 1 項が保障する「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的な利益」を侵害する。また、被告の投稿は、実際には在日韓国・朝鮮人ではない原告を、そうであるとみなしたうえで差別するものであり、原告の人格的利益を侵害する。これに対する被告の主張によると、原告は在日韓国・朝鮮人ではないことを自認し、差別を受けようがない立場にあり、在日韓国・朝鮮人であると誤解される余地もないため、人格権侵害は生じない。

判決によると、被差別対象者でない者を被差別対象者とみなしたうえで差別的言動を行った場合、「みなし差別」として違法性が生じ、被告による投稿はそれに該当する。ただし、損害賠償請求においては、「請求者の権利が具体的に侵害されることが必要」であり、争点 2～4 でいう名誉

や名誉感情とは別に人格権または人格的利益が侵害されているとはいえない。

2　名誉棄損（争点 2・3）

原告の主張によると、被告の投稿は原告の民族的出自を摘示し、それを根拠に論評するものである。政府の方針に関する原告の発言への反発であるという文脈も考慮すると、「原告は朝鮮半島の出身者であるがゆえに日本の国益を損なう者であり、国会議員にふさわしくないとの印象を与える」ものであり、原告の社会的評価を低下させる。被告の主張によると、本件の投稿は、単に原告の政治的信条を批判するために原告を揶揄したものである。仮に原告の民族的出自を摘示したと解されるとしても、それ自体は価値中立的なもので、原告の社会的評価を低下させないし、原告には在日韓国・朝鮮人ではないことを明言する機会があった。また、参議院議員・政党の副党首という原告の地位に鑑みれば、原告の政治的信条について批判的意見を述べることは、公益を図るという目的を有し、意見論評の域を逸脱したとはいえない。

判決によると、被告の投稿は、「原告が本邦外出身者であり、そのため、日本の害となる政治的信条を抱いていて、そのような者が日本で国会議員をしていることがふさわしくないことなどを指摘していると通常読むものと認められる」ので、その投稿によって原告の社会的評価を低下させると認められる。原告が本邦外出身者でないことは、当事者間で争いがないので、被告が主張する公益目的の点を検討するまでもなく、本争点についての被告の主張は採用できず、原告に対する名誉棄損が成立する。

3　名誉感情侵害（争点 4）

原告の主張によると、被告の投稿は、原告の民族的出自に関する誤った認識を前提に、執拗に誹謗中傷を行うものであり、原告が現職国会議員であることを考慮しても、社会通念上受忍すべき限度を超えた侮辱である。被告の主張によると、自身には、政治家に対する一定程度強い批判的態様も含めて、一国民としての表現の自由や政治的活動の自由が認められている。被告の投稿は、具体的・合理的根拠のない揶揄に過ぎず、原告の受忍限度の範囲内にある。

判決によると、被告の投稿に「クソクズ」・「日本の敵」のような侮辱的表現が含まれ、「在日」・「半島人」等の表現が侮辱的・差別的意味合いで用いられており、原告が国会議員であることを考慮しても社会通念上許される限度を超えており、原告の名誉感情を侵害すると認められる。

4　損害及び名誉回復措置（争点 4 ＊原文ママ）

本件各投稿は、いずれも原告の名誉権及び名誉感情を侵害するものであるから、損害の発生が認められる。国会議員という原告の職業に関する社会的評価の低下や、投稿の表現の内容その他の事情を考慮すれば、原告に支払われる慰謝料の額は 50 万円が相当である。本件各投稿が、X 上で多数の者が閲覧できる状態に置かれ、原告の名誉及び名誉感情を侵害し続けているため、被告に対し、その削除を命ずる。

判例の解説

一　差別的表現による名誉侵害

本件における SNS 上での投稿は、被告が原告の投稿を引用し、不特定多数が閲覧可能な態様で行われ、かつ、民族的出自や人種に基づく差別的表現を含んでいるとして、判決は、名誉棄損および名誉感情の侵害を認めた。判例・通説上、名誉に対する侵害は、民法 709 条の不法行為に当たる。この場合、被侵害利益としての「名誉」とは、「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価」を意味する。さらに、「名誉」は、「社会的名誉」と「名誉感情」に分けられ、前者に対する侵害は名誉棄損、後者に対する侵害は名誉感情の侵害となる。名誉棄損とは「客観的な社会的評価を低下させる行為」であり、名誉感情の侵害は、主観的な評価を前提として、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」である[1)]。名誉棄損による不法行為は、(1) 加害者に故意または過失があること、(2) 名誉権の侵害があること、(3) 損害が発生したこと、(4) 故意または過失と損害の発生との間に、事実的因果関係および相当因果関係が存在すること、という要件を満たすことによって成立する[2)]。対して、名誉感情の侵害は、(1) 相手の存在を否定するような侮辱的表現を用いていること、(2) 侮辱的表現の根拠が示されていること、(3) 同趣旨の表現が繰り返されていることを要件として成立する[3)]。

本件では、被告による一連の投稿全体の文脈を踏まえ、原告の民族的出自に関する事実とは異な

る投稿は、原告が国会議員にふさわしくない人物であるような印象を与えるとして、名誉棄損の成立を認めた。加えて、投稿の中で、原告を著しく侮蔑するような表現が繰り返し使用されていること、事実と異なる認識に基づいて原告の民族的出自を摘示するような表現が侮辱的・差別的な意味を伴って用いられていること、これらの表現を含む投稿が執拗に行われたことを理由として、名誉感情の侵害の成立も認めた。

二　事実とは異なる摘示と「みなし差別」

被告の投稿は、原告が在日韓国・朝鮮人であることを前提とする内容であったが、それは事実とは異なるうえ、その点について原告・被告の間で争いはない。差別を受ける属性を有していない者に対し、その属性を持つとみなして行われる差別を「みなし差別」と呼ぶ[4)]。

原告が援用した人種差別撤廃条約の 1 条は、人種差別とは「公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」であるとし、差別をする側の行為を基準とした定義を定めている。また、人種差別撤廃委員会一般的勧告 38・移住労働者の権利委員会一般的意見 7（合同勧告）では、様々な社会集団や少数者、移民に加え、「そのようにみなされる他の者（others perceived as such）」に対する差別的行為も、人種差別になり得ることが指摘されている[5)]。すなわち同条約は、実際には被差別属性を実際に有していない者に対して、それを有しているという認識や決め付けに基づいて行われる差別の撤廃も求めているといえる。他の主要人権条約では、たとえば社会権規約委員会は、規約 2 条 2 項に列挙されているような事由によって特徴付けられる「集団の一部であるとの他者による認識（perception by others that an individual is part of such a group）」に基づく差別は、規約による禁止対象に含まれることを指摘している[6)]。また、障害者の権利委員会は、「実際に機能障害がある人や機能障害があると認識されている人（those with actual or perceived impairments）」に言及し、実際には障害者でない者を障害者であるとみなして差別する行為を条約に違反するものと位置付けている[7)]。実際に被差別属性を有する者に対してなされる差別だけでなく、「みなし差別」から保護することも国家に義務付けるのが、今日の国際人権法が目指す方向だといえる[8)]。また、日本の差別的言動解消法 2 条も、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」について、差別する側の言動に焦点を当てた定義を定めており、「みなし差別」も禁止していると解される。

本件判決は、被告の投稿全体の文脈や、被告自身も原告が実際には在日韓国・朝鮮人ではないことを認識していたことに鑑み、原告を「在日」や「半島人」と呼んだことは価値中立的な事実の摘示であったとの被告の主張を斥けた。そして、全体として原告を貶め、社会的評価を低下させる目的で、特定の集団に対する呼称を使用したものであるとして、名誉棄損および名誉感情の侵害の成立を認めた。投稿の特定の文言のみに拘泥せず、投稿の意図や前後の文脈も考慮し、「みなし差別」から違法性が生じることを明らかにして賠償を命じたことは、本判決の評価すべき点といえよう。

三　人権条約の援用と効果的救済に対する国家の義務

最後に、本判決によって語られなかった論点について検討する。原告は、被告による一連の投稿によって、人種差別撤廃条約 1 条 1 項でいう「人種差別」や、差別的言動解消法 2 条でいう「本邦外出身者に対する不当差別的言動」を受けたと主張するが、判決はこの点については何ら検討していない。

人種差別撤廃条約 1 条による人種差別の定義上、在日韓国・朝鮮人という出自あるいはそのような認識に基づく排除や侮蔑的行為は、「人種差別」に該当する。他の人権条約と同様に、人種差別撤廃条約は国家の「政治的責務の宣明」にとどまるものではなく、国家によって保障されるべき人権を明らかにし、人権侵害からの救済を図る国家の義務を具体的に定める実定法規則である。人種差別撤廃条約 2 条 1 項 (d) は、「すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」ことを、同 6 条は裁判所や他の国家機関を通じて、「あらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保」することを、それぞれ締約国の義務として定めている。

本件のように、私人による人種差別的言動が問

題となる場合、当該行為が直接に人種差別撤廃条約の違反を構成するのではなく、国家機関による適切な救済の有無が問われる。日本国憲法 98 条 2 項は、国際法の誠実な遵守を要請している。条約に基づく義務は全ての国家機関に課せられているが[9]、人種差別撤廃条約 6 条に明示された「効果的な保護及び救済措置」の確保は、現実には司法作用を独占的に担う裁判所が引き受けることになる[10]。

人種差別撤廃条約 1 条が定義する「人種差別」が存在する場合、裁判所は、同 6 条に基づく救済義務を履行し、差別を終了させるために、効果的な保護および救済措置を確保しなければならない。その点で、人種差別が疑われる事案において、人種差別撤廃条約 1 条の該当性の有無は、裁判所にとって民法上の不法行為の有無に先立つ問題だといえる[11]。日本の司法制度が、当事者主義を原則とする以上、民事訴訟における裁判所の法解釈は、両当事者の主張に対する応答としての性格を持つ。本件では、被告の行為が人種差別撤廃条約 1 条 1 項でいう「人種差別」に該当する旨の主張を原告が行っている以上、裁判所はその点について何らかの判断を示すべきであった。また、結論として賠償と投稿の削除を命じてはいるものの、損害賠償額は原告が請求した 550 万円から大幅に少ない 50 万円であった。私人間の人種差別行為に対する損害賠償請求について、人種差別撤廃条約に適合するような法解釈を追求した結果として、高額な賠償を命じた先例が既に複数存在することに鑑みれば[12]、本判決が人種差別撤廃条約に一切触れることなく、専ら民法上の不法行為の問題として処理したことは、条約に基づく司法機関の義務を放棄し、人権判例法理を著しく後退させたとの非難を免れない[13]。国内裁判所を人権保障の砦として機能させるためには、国際人権法といういわば「外部の目」による国内裁判所の判断の相対化と不断の監視とが一層求められる[14]。

●――注

1）千代原亮一「SNS 時代における名誉棄損法理の変容」大阪成蹊大学紀要（経営学部篇）11 号（2025 年）25 頁。名誉感情の侵害につき、発信者情報開示等請求事件、最判平 22・4・13 民集 64 巻 3 号 758 頁。

2）升田純『名誉棄損判例・実務全書――判例分析からみる法理と実務』（民事法研究会、2021 年）29 頁、商事法務研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」（令和 4 年 5 月）。

3）千代原・前掲注 1）25 頁。

4）李嘉永「差別行為の一形態としての『みなし差別』と『関係者差別』」人権問題研究所紀要 34 号（2020 年）67 頁。

5）Committee on the Elimination of Racial Discrimination & Committee on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families, Joint General Recommendation No.38 & General Comment No.7: General guidelines for eradicating xenophobia towards migrants and others perceived as such, 3 February 2026, UN Doc., CERD/C/GC/38-CMW/C/GC/7, para.12; 関連して、Joint General Recommendation No.39 & General Comment No.8, 3 February 2026, UN Doc., CERD/C/GC/39-CMW/C/GC/8.

6）社会権規約委員会、一般的意見 16：経済的、社会的及び文化的権利における非差別（2 条 2 項）、2009 年 7 月 2 日、UN Doc., E/C.12/GC/20, para.16.

7）障害者の権利委員会、一般的意見 6：平等・非差別、2018 年 4 月 26 日、UN Doc., CRPD/C/GC/6, para.7.

8）みなし差別（discrimination by perception）の定義・解釈につき、OHCHR & the Equal Rights Trust（反差別国際運動訳）「包括的反差別法制定のための実践ガイド――マイノリティの権利を守る」（2023 年）33～35 頁。条約等に列挙された特定の事由に当てはめることによる人種差別の認定では不十分だとして、共同体への帰属を否定したり（disbelongingness）、孤立させたりする（civic ostracisation）ことによる危害に基礎を置くアプローチを主張する立場として以下を参照：Shreya Atrey, 'Xenophobic Discrimination' in: 87-1 *Modern Law Review* (2024) 80.

9）寺谷広司「『間接適用』論再考――日本における国際人権法『適用』の一断面」坂元茂樹（編）『国際立法の最前線』（有信堂高文社、2009 年）185 頁。

10）齋藤民徒「私人間の差別行為と人種差別撤廃条約の国内適用――街頭宣伝差止め等請求事件」国際人権 25 号（2014 年）113 頁。

11）齋藤民徒「私人間の差別救済訴訟への人種差別撤廃条約の適用」新・判例解説 Watch　文献番号 z18817009-00-090652691（Web 版 2016 年 1 月 16 日掲載）2 頁。

12）主要なものとして、小樽入浴拒否事件（札幌地判平 14・11・21）、京都ヘイトスピーチ事件（京都地判平 25・10・7、大阪高判平 26・7・8）等がある。この点の整理につき、松田浩道『国際法と憲法秩序――国際規範の実施権限』（東京大学出版会、2020 年）189 頁。

13）同様の問題を含む最近の例として、損害賠償等請求控訴・同附帯控訴事件（大阪高判令 8・7・29）。

14）齋藤民徒「国際人権法の審級論――日本国裁判所と仮想の『第四審』」法時 94 巻 4 号（2022 年）34 頁以下。